共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額

K_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.007

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.012

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{12} ＝ 0.006

K_{13} ＝ 0.010

K_{14} ＝ 0.007

L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た下水道関連特定治水事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る地方債（平成 11 年度において発行を許可された地方債に限る。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.014

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.014

M_{12} ＝ 0.013

M_{13} ＝ 0.013

N　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年

共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額

K_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.007

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.012

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.007

K_{12} ＝ 0.007

K_{13} ＝ 0.014

K_{14} ＝ 0.007

L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た下水道関連特定治水事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る地方債（平成 11 年度において発行を許可された地方債に限る。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.014

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.014

M_{12} ＝ 0.013

M_{13} ＝ 0.013

N　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年